

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4786

No.	項目	内容
①	処分名	覚醒剤製造業者等(覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者)の指定
②	法令名	覚醒剤取締法
③	法令番号	昭和26年法律第252号
④	根拠条項	第3条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	▶ 覚醒剤取締法第3条第1項及び第2項 ▶ 覚醒剤取締法施行規則第1条 ▶ 覚せい剤取締法の施行について(昭和26年7月20日付け発薬第293号)
		添付の有無 無
⑦	経由機関名	保健所
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	((⑩合計期間)25日
		経由機関 10日
		協議機関
		当該処分機関 15日
⑪	問合せ	薬務課(075-414-4786)
⑫	備考	